

10 農林水産省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	1020070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	獣医師養成系大学の立地の偏在を是正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1021010
提案主体名	愛媛県、今治市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管していない。
制度の現状	当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管していない。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国の高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」で四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ、教育の機会均等に寄与するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられるし、地元獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給の均衡に寄与する特区を提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず適否は判断できない。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>文部科学省回答にある「獣医師の活動分野・地域偏在の要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医療に従事しない要因の分析、獣医療の供給体制の整備のための基本方針に対する議論」の進捗状況をお答えいただきたい。また、四国への獣医学部設置により、獣医師の需給に関する検討会報告書で将来にわたり獣医師が不足するとされた四国への卒業生の定着が見込まれ、獣医師の地域偏在是正に寄与することから、その旨を同基本方針に盛り込むお考えがあるか、お聞かせいただきたい。さらに、(社)日本獣医師会がH20.5.14 にHPで公表している反対意見をどう評価しているのか、また、今回の回答に影響を与えているのかお聞かせいただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>基本方針については、本年の秋から獣医事審議会計画部会において、審議を行い、見直しをすることとしている。</p> <p>また、獣医師の需給に関する検討会報告書において指摘されている産業動物診療獣医師の不足傾向は、四国のみではなく全国的なものであることから、全国的な是正への取組が重要であると考えている。</p> <p>なお、(社)日本獣医師会の意見について、獣医師の需給や大学教育などの獣医師をめぐる全体の課題について述べているものと理解しており、今回の回答については当該意見の影響を受けているものではない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>貴省からの回答によれば、「獣医師の需給に関する検討会報告書において指摘されている産業動物診療獣医師の不足傾向は、四国のみではなく全国的なものであることから、全国的な是正への取組が重要であると考えている。」とあるが、このような認識のもとに今後どのような方針で獣医師の需給について対応していくのか。右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>食の安全に資する獣医師の確保と動物医療体制の整備を所管する貴省として、獣医師の需給に関する検討会が指摘する産業系獣医師の不足は早急に解消する課題であると思うがいかがか。また、この不足は、処偶問題よりも近年の獣医師の性比変化が主要因で、今後も大型家畜を扱う獣医師確保が困難になる。この確保には供給底辺を拡大する定員増が必要であるが、その効果の発現には6年以上を要する。このため、獣医系大学がなく、不足傾向が顕著な四国への特区による獣医学部設置の社会実験と全国的な検討を並行して行うことが現実的な対応であると考えているがいかがか。また、獣医事審議会計画部会の審議の動向が見え始めるのはいつ頃かご教示頂きたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し
<p>農林水産省は、「獣医師の需給に関する検討会」の指摘に基づき、今年度から、獣医学科の学生に対する産業動物診療の現場体験等への支援や産業動物獣医師を対象とした研修等の支援等の事業を開始し、産業動物獣医師の確保・育成の強化を図っているところである。これらの効果について考慮しながら今後の獣医師の需給動向を見極めることが必要であると考</p>			

えている。

なお、獣医事審議会計画部会の審議の動向については、農林水産省ホームページに公表する予定の議事要旨等を参考とされたい。

(獣医事審議会HP: <http://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/index.html>)